五　大型仮免許及び中型仮免許に係る技能試験にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目及びＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて六十パーセント以上（第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目について六十パーセント以上）の成績であること。

［号を削る。］

六　［略］

11　技能試験において使用する自動車は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車とする。ただし、自動車の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害（令第三十八条の二第四項第一号又は第二号に掲げる身体の障害を除く。第二十六条の五第四項において同じ。）がある者で法第九十一条の規定による条件を付すことにより自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるものについて技能試験を行う場合又は特別の必要がある場合には、次の表に掲げる自動車以外の自動車とすることができる。

免許の種類	自動車の種類
［略］	
大型第二種免許	一　ＡＴ自動車を使用して行う技能試験にあつては、乗車定員三〇人以上のバス型の大型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが一〇・〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が五・一五メートル以上のもの 二　ＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、特定普通免許標準試験車両
［略］	
大型仮免許	一　ＡＴ自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量一〇、〇〇〇キログラム以上の大型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが一一・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が六・九〇メートル以上のもの（自衛隊用自動車である大型自動車又は乗車定員三〇人以上のバス型の大型自動車を練習のため若しくは法第八十七条第一項に規定する試験等において運転しようとする者については、それぞれ最大積載量六、〇〇〇キログラム以上の大型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが六・六五メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が四・四〇メートル以上のもの又は乗車定員三〇人以上のバス型の大型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが一〇・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が五・一五メートル以上のもの）

五　大型仮免許及び中型仮免許に係る技能試験（大型仮免許に係る技能試験にあつては、乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者に対するものを除く。）にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目及びＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて六十パーセント以上（第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目について六十パーセント以上）の成績であること。

六　大型仮免許に係る技能試験（乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者に対するものに限る。）にあつては、六十パーセント以上の成績であること。

七　［同上］

11　［同上］

免許の種類	自動車の種類
［同上］	
大型第二種免許	乗車定員三〇人以上のバス型の大型自動車で長さが一〇・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が五・一五メートル以上のもの
［同上］	
大型仮免許	一　第一項に規定する方法により行う技能試験（ＡＴ自動車を使用して行うものに限る。）にあつては、最大積載量一〇、〇〇〇キログラム以上の大型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが一一・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が六・九〇メートル以上のもの（自衛隊用自動車である大型自動車を練習のため若しくは試験等において運転しようとする者については、最大積載量六、〇〇〇キログラム以上の大型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが六・六五メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が四・四〇メートル以上のもの）